

## ○茨城県立医療大学防災委員会規程

〔 令和 3 年 5 月 7 日  
医療大訓第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成 6 年茨城県規則第 108 号)第 12 条第 3 項の規定に基づき、茨城県立医療大学防災委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
  - (2) 副学長
  - (3) 防災管理者
  - (4) 各学科(看護学科においては助産学専攻科を含む。)、各センター及び附属病院から推薦された専任教員各 1 名
  - (5) 総務課長
  - (6) 各課から推薦された職員 1 名
  - (7) その他学長が指名するもの
- 2 前項第 4 号、第 6 号及び第 7 号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 災害対策マニュアルに関する事項
- (2) 消防計画に関する事項
- (3) 事業継続計画(BCP)に関する事項
- (4) 防災訓練の計画に関する事項
- (5) 安否確認システムに関する事項
- (6) その他防災に関する事項

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

(会議)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、審議を適切に行うため、必要に応じて別に専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年5月7日から施行する。